

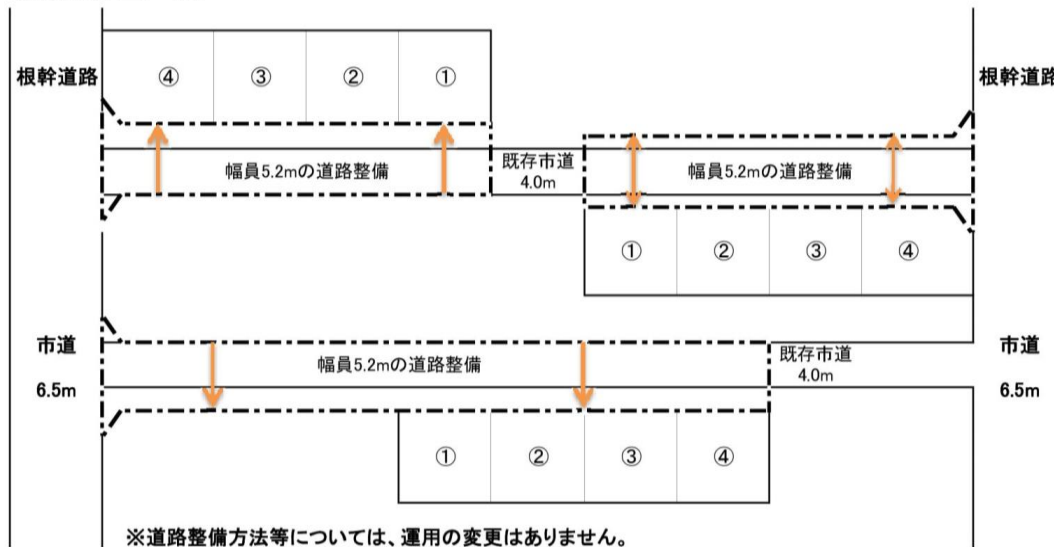
都市計画法第34条第11号の運用見直しについて

- 1) 11号区域内で予定建築物の用途が分譲住宅の場合、
その開発区域に接することとなる既存道路の最小幅員について

◇ 接道要件の見直しについて

現在)	
0.6ha未満は5.2m以上 ←	0.3ha未満は4.0m以上 0.3ha以上0.6ha未満は4.5m以上
0.6ha以上は6.0m以上 ←	0.6ha以上1.0ha未満は5.5m以上 1.0ha以上は6.0m以上
※既存道路については、有効幅員が確保されていなければならない。	

開発計画 例



◇ 運用見直しのスケジュールについて

平成31年4月1日 施行
1年間の経過措置後 令和2年4月1日 から運用スタート

なお、運用見直し前の基準で開発許可を取得する場合は、
令和2年3月31日までに開発許可申請を行う必要があります。
※申請時には、関係法令等(特に農地法関係)の諸手続きを完了させる必要があります。

問い合わせ先

羽生市役所 まちづくり政策課
担当 開発指導係
電話 048-561-1121(内263.264)